

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

令和 8 年 6 月 29 日

月 曜 日

第5537号

## 目 次

### 条 例

|                                                                |    |
|----------------------------------------------------------------|----|
| ○富山県手数料条例の一部を改正する条例                                            | 1  |
| ○富山県税条例の一部を改正する条例                                              | 3  |
| ○富山県食品衛生条例の一部を改正する条例                                           | 7  |
| ○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例    |    |
| ○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 | 8  |
| ○富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例                                         | 10 |
| ○県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例           |    |

## 条 例

富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県食品衛生条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例、富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例及び県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県条例第25号

#### 富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 373 の項中「次項」の次に「、 376 の項及び 377 の項」を加え、同表の 376 の項及び 377 の項を次のように改める。

|                                              |               |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 376 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 | 開発行為許可申請手数料   | 許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 870,000円の範囲内において、開発区域の面積の区分に応じ規則で定める額<br>(2) 600,000円に当該申請に係る断面数を乗じて得た額                                                                                                                                                    |
| 377 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査    | 開発行為変更許可申請手数料 | 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円）<br>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） 開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額に10分の1を乗じて得た額<br>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る |

|  |  |                                                                                                                                                                  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 都市計画法第30条第<br>1項第1号から第4<br>号までに掲げる事項<br>の変更 新たに編入<br>される開発区域の面<br>積に応じ前の項の規<br>定に基づき規則で定<br>める額<br>ウ その他の変更<br>10,000円<br>(2) 600,000円に当該申<br>請に係る断面数を乗じ<br>て得た額 |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この  
条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

## 富山県条例第26号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条の2各号列記以外の部分中「及び第5条の6第1項」を「並びに第5条の  
6第1項及び第2項」に改める。

第38条の3第1項中「第317条の3の3第1項若しくは第2項」を「第317条の  
3の3第1項若しくは第3項」に、「第45条の3の3第1項若しくは第2項」を  
「第45条の3の3第1項若しくは第3項」に改める。

第72条第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法

律第37号)」を「同法」に改める。

第75条第3項第2号ア中「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第85条第3項第2号ア中「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改め、同条第4項第1号中「第37条の18第3項第2号」を「第37条の19第3項第2号」に改める。

附則第1条の2の3中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第5条中「附則第7条の3第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附則第5条の10第1項各号列記以外の部分中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。

附則第5条の11第2項第2号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改め、同項第3号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項第2号」を「第37条の19第3項第2号」に改める。

附則第5条の12第1項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。

附則第5条の13第2項第2号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改め、同項第3号中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項第2号」を「第37条の19第3項第2号」に改める。

附則第9条の4を附則第9条の5とし、附則第9条の3の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

**第9条の4** 知事は、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この条において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行

等事由」という。)が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。)について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条第1項第6号及び第51条の16の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

附則第10条の2を削る。

附則第10条の3中「附則第10条の5」を「附則第10条の4」に改め、同条を附則第10条の2とする。

附則第10条の4中「附則第34条の2第1項から第3項まで」を「附則第34条の2第1項から第4項まで」に改め、同条を附則第10条の3とし、附則第10条の5を附則第10条の4とし、附則第10条の6を附則第10条の5とし、附則第10条の7を附則第10条の6とし、附則第10条の7の2を附則第10条の6の2とし、附則第10条の8を附則第10条の7とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

**第10条の8** 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条及び第36条の規定にかかわらず、法附則第35条の3の6第1項から第3項までに規定するところにより県民税の所得割を課する。

附則第15条第1項から第4項までの規定中「附則第10条の5」を「附則第10条の4」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条の2各号列記以外の部分及び附則第5条の改正規定、附則第10条の4の改正規定（「附則第34条の2第1項から第3項まで」を「附則第34条の2第1項から第4項まで」に改める部分に限る。）並びに次条第2項の規定 令和10年1月1日
- (2) 第72条第1項の改正規定 令和10年4月1日
- (3) 第75条第3項第2号ア並びに第85条第3項第2号ア及び同条第4項第1号並びに附則第5条の10第1項各号列記以外の部分、第5条の11第2項第2号及び同項第3号、第5条の12第1項並びに第5条の13第2項第2号及び同項第3号の改正規定 令和11年4月1日
- (4) 附則第10条の2を削る改正規定、附則第10条の3の改正規定、附則第10条の4の改正規定（「附則第34条の2第1項から第3項まで」を「附則第34条の2第1項から第4項まで」に改める部分を除く。）、附則第10条の5を附則第10条の4とし、附則第10条の6を附則第10条の5とし、附則第10条の7を附則第10条の6とし、附則第10条の7の2を附則第10条の6の2とし、附則第10条の8を附則第10条の7とし、同条の次に1条を加える改正規定及び附則第15条第1項から第4項までの改正規定並びに次条第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

**第2条** この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の4の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の2並びに附則第5条及び第10条の3の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の8の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

（税 務 課）

**富山県条例第27号**

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第15項第 1 号中「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第10条第 1 項第29号に規定するミネラルウォーター類」を「水のみを原料とする清涼飲料水」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（生活衛生課）

**富山県条例第28号**

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年 3月31日までの間」に、「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 1 号ウ」に改める。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 2 条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第 4 条第 1 号エの規定は、適用しない。この場合において、第 2 条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第 4 条第 1 号エの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を

有する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども家庭室)

## 富山県条例第29号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例  
富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1号を加える。

- (3) 第1号、前号本文及び同号イの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法第83条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）若しくは当該大学に置かれる同法第99条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者のうち個人及び集団心理療法の技術を有するもの又は知事がこれと同等以上の能力を有すると認めた者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。



附則第 3 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 6 項中「この項」の次に「及び附則第 8 項」を加え、「の資格を有する」を「登録を受けている」に改める。

附則第 7 項の表中

|                 |                                                                    |                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 「<br>附則第<br>3 項 | 第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者 | 幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------|

を

|                     |                                                                    |                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 「<br>第 5 条<br>第 3 号 | 第 5 条第 1 号により置かなければならない保育士登録を受けている者                                | 特定理学療法士等                           |
| 附則第<br>3 項          | 第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者 | 幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者 |

に改める。

附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 第 5 条第 3 号及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（第 5 条第 3 号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の子どもの数については、この条例による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。

(こども家庭室)

## 富山県条例第30号

富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例

富山県技術専門学院条例（昭和63年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「減額し、又は免除する」を「減免し、又は分割して納付させる」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（授業料の還付）

**第8条** 既納の授業料は、これを還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(多様な人材活躍推進室)

## 富山県条例第31号

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき

議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和49年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「40人」を「38人」に改める。

第2条の表中新川郡選挙区及び下新川郡選挙区の項を次のように改める。

|          |              |    |
|----------|--------------|----|
| 舟橋村、上市町及 | 舟橋村、上市町及び立山町 | 2人 |
|----------|--------------|----|

|             |          |    |
|-------------|----------|----|
| び立山町選挙区     |          |    |
| 入善町及び朝日町選挙区 | 入善町及び朝日町 | 1人 |

第2条の表高岡市選挙区の項中「7人」を「6人」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(議・議事課)

